

「健康保険限度額適用認定証」の有効期限について

健康保険限度額適用認定証の有効期限は、9月に標準報酬月額の見直しがあることから「直近の8月末まで」として申請をお願いしておりましたが、交付時期によっては短期間での更新手続きが必要となることから、「開始月の初日から最長で1年間まで」の有効期限に変更いたします。なお、この変更は平成30年10月発効分より適用します。

※ 交付期間途中で標準報酬月額の改定などにより所得区分が変更となった場合、交付中の健康保険限度額適用認定証は使用できなくなり、所得区分を変更した健康保険限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。その際には、再度ご申請いただくこととなりますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

大阪薬業健康保険組合大阪本部	給付課	06-6941-5006
神戸支部	業務課	078-221-6100
京都支部	業務課	075-801-2905